

千代川地域森林計画書（第3回変更）

（千代川森林計画区）

樹立年月日	平成28年12月26日
変更年月日(第1回)	平成30年 3月28日
変更年月日(第2回)	平成30年12月28日
変更年月日(第3回)	令和 3年 3月31日

計画期間	自	平成29年 4月 1日
	至	平成39年 3月31日

鳥 取 県

地域森林計画の変更について

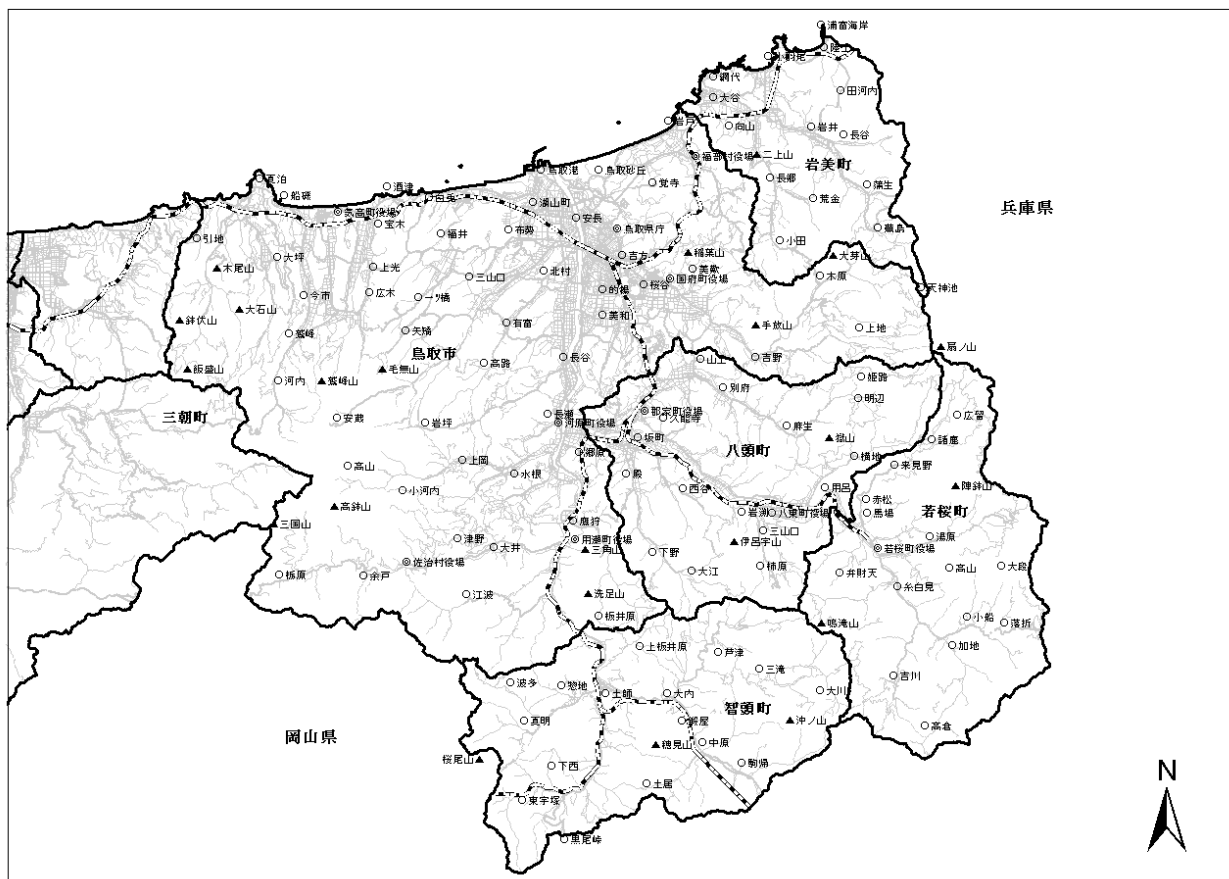
- 1 変更の根拠
森林法第5条第5項の規定による地域の情勢の変化によるもの
- 2 変更の要旨
「Ⅱの第6の4 林道の開設及び拡張に関する計画」

目次

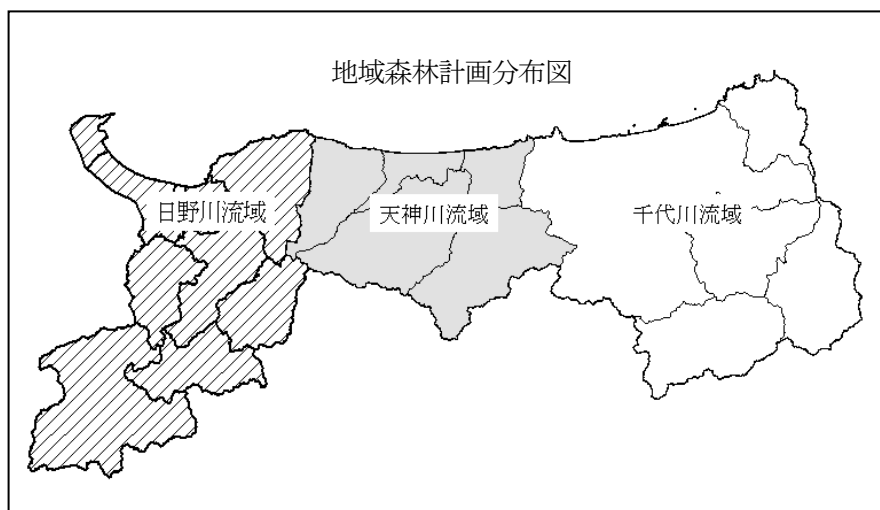
千代川森林計画区概況図	1
森林計画制度の体系図	2
I 計画の大綱	3
1 森林計画区の概況	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	3
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	3
II 計画事項	3
第1 計画の対象とする森林の区域	3
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
(1) 森林の整備及び保全の目標	3
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	3
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3
2 その他必要な事項	3
第3 森林の整備に関する事項	3
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	3
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	3
(3) その他必要な事項	4
2 造林に関する事項	4
(1) 人工造林に関する指針	4
(2) 天然更新に関する指針	4
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	4
(4) その他必要な事項	4
3 間伐及び保育に関する事項	4
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	4
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	4
(3) その他必要な事項	4
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	4
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	4
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	4
(3) その他必要な事項	4
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	4
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	4
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	4
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	4
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	5
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	5
(6) その他必要な事項	5
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	5
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	5
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	5
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	5

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	5
(5) その他必要な事項	5
7 その他必要な事項	5
第4 森林の保全に関する事項	5
1 森林の土地の保全に関する事項	5
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	5
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	5
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	5
(4) その他必要な事項	5
2 保安施設に関する事項	5
(1) 保安林の整備に関する方針	5
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	6
(3) 治山事業の実施に関する方針	6
(4) 特定保安林の整備に関する事項	6
(5) その他必要な事項	6
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	6
(2) その他必要な事項	6
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	6
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	6
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	6
(3) 林野火災の予防の方針	6
(4) その他必要な事項	6
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	6
(1) 保健機能森林の区域の基準	6
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	6
第6 計画量等	6
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	6
2 間伐面積	6
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	7
4 林道の開設及び拡張に関する計画	7
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	7
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	7
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	7
(3) 実施すべき治山事業の数量	7
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	7
第7 その他必要な事項	7
1 保安林その他制限林の施業方法	7
2 その他必要な事項	7

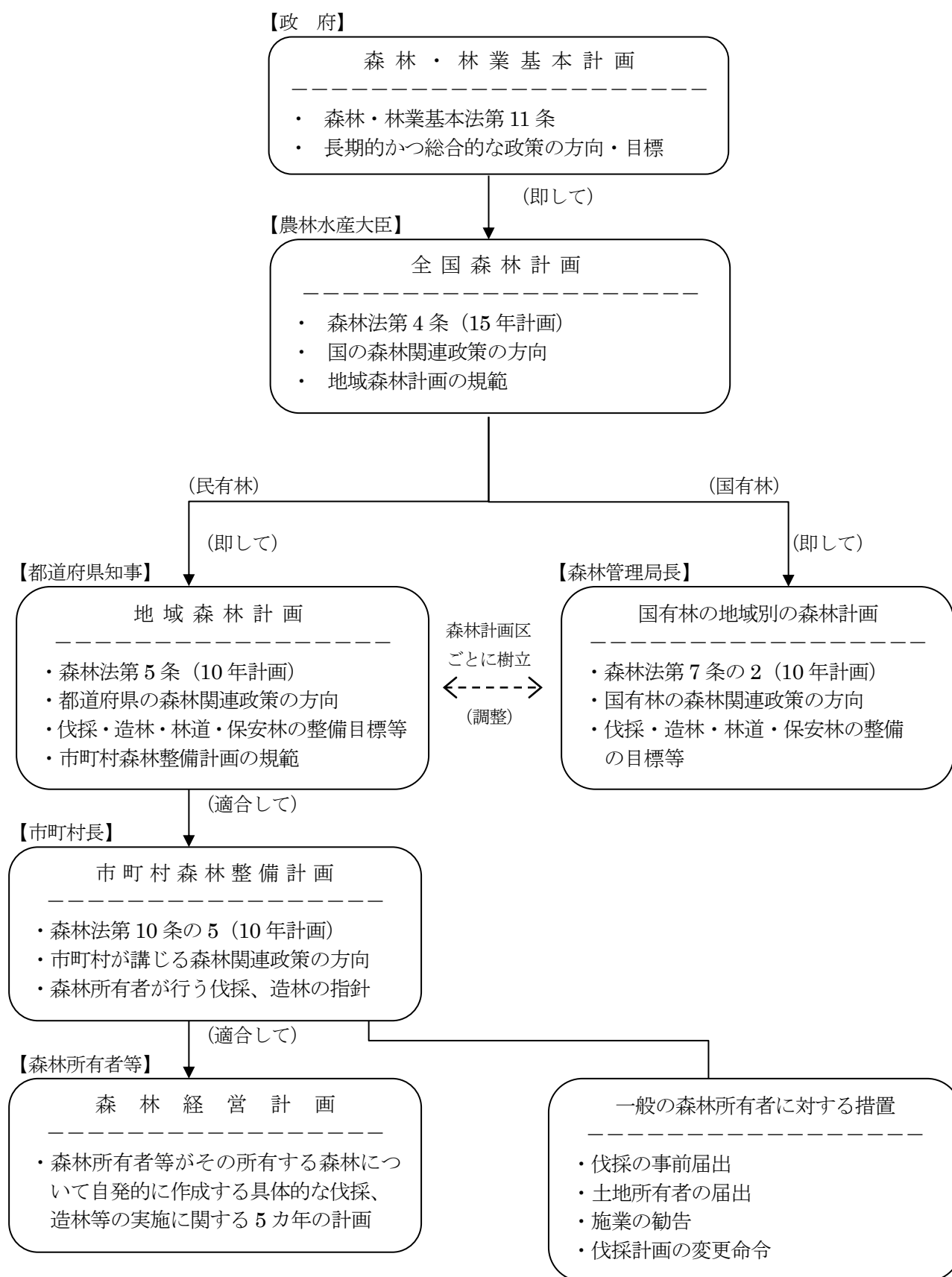
千代川森林計画区概況図



凡例	
鉄道	
一般道 (5.5m以上13.0m未満)	
一般道 (3.0m以上5.5m未満)	
市町村界	
役場所在地等	
山岳	
主要大字	



森林計画制度の体系図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

平成30年12月28日変更の地域森林計画のとおり

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

平成30年12月28日変更の地域森林計画のとおり

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

2 造林に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 人工造林に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 天然更新に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

平成30年12月28日変更の地域森林計画のとおり

イ 森林施業の共同化に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(5) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

7 その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 治山事業の実施に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(4) 特定保安林の整備に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) その他必要な事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 林野火災の予防の方針

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

該当無し

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 保健機能森林の区域の基準

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

平成30年12月28日変更の地域森林計画のとおり

2 間伐面積

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(単位 延長：m、面積：ha)

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域面積)	前半5カ年の 計画箇所	備考
拡張	改良		鳥取市	安蔵	500	- 1箇所	597	○	幹線
拡張	改良		八頭町	中ノ谷	200	- 1箇所	448		その他
拡張	改良		若桜町	皆込	800	- 1箇所	510		(その他) 幹線
拡張	改良		若桜町	大通中江	1,000	- 1箇所	3,427		幹線
拡張	改良		智頭町	坂ノ元	200	- 1箇所	55		その他

※ () は変更前
上記以外は平成30年12月28日変更の地域森林計画のとおり

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

平成28年12月26日樹立の地域森林計画のとおり

2 その他必要な事項

該当なし